

市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 95 号

市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例施行規則（昭和 46 年四日市市規則
第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式から第 3 号様式までを次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

旅 館 建 築 同 意 申 請 書

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
氏 名

市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 旅館業を目的とする建築物の種別

旅館・ホテル 簡易宿所

2 敷地の所在及び地番

四日市市

3 工事種別

4 敷地面積、建築面積及び延べ面積

5 構造及び階数

備考

申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第2号様式（第3条関係）

同 意 通 知 書

四日市市指令 第 号
年 月 日

様

四日市市長

年 月 日付けで申請のあった旅館業を目的とする建築物について、市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例第2条の規定により同意しましたので通知します。

記

1 旅館業を目的とする建築物の種別

2 敷地の所在及び地番

四日市市

3 工事種別

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第3号様式（第3条関係）

同意しない旨の通知書

四日市市指令 第 号
年 月 日

様

四日市市長

年 月 日付けで申請のあった旅館業を目的とする建築物について、下記の理由により同意しないこととしましたので、通知します。

記

1 旅館業を目的とする建築物の種別

2 敷地の所在及び地番

四日市市

3 工事種別

4 同意しない理由

(教示) この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求することができます。

また、この通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

なお、裁決の通知を受けた日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市整備部建築指導課)